

放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百九十五号

平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示（令和二年原子力規制委員会告示第 号）の施行に伴い、放射性物質等の運搬に関する基準（平成十七年厚生労働省告示第四百九十一号）の一部を次の表のように改正し、令和三年一月一日から適用する。

令和二年十二月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前								
<p>(積載限度) 第十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物(以下「IP型輸送物」という。)に収納されている汚染物等(低比放射性物質及び表面汚染物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定する低比放射性同位元素及び表面汚染物をいう。以下この項及び第二十八条第十一項において同じ。)の放射能の量の合計は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量を超えてはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="667 235 703 651">汚染物等の区分</th><th data-bbox="667 651 703 1115">放射能の量</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="279 235 667 651">一 LSA-I又は放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。)第五条第一項第一号に規定するLSA-I</td><td data-bbox="667 651 703 1115">制限なし</td></tr></tbody></table>	汚染物等の区分	放射能の量	一 LSA-I又は放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。)第五条第一項第一号に規定するLSA-I	制限なし	<p>(積載限度) 第十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物(以下「IP型輸送物」という。)に収納されている汚染物等(低比放射性物質及び表面汚染物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定する低比放射性同位元素及び表面汚染物をいう。以下この項及び第二十八条第十一項において同じ。)の放射能の量の合計は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量を超えてはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="667 1160 703 1576">汚染物等の区分</th><th data-bbox="667 1576 703 2036">放射能の量</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="199 1160 667 1576">一 LSA-I又は平成二年科学技術庁告示第七号(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」と</td><td data-bbox="667 1576 703 2036">制限なし</td></tr></tbody></table>	汚染物等の区分	放射能の量	一 LSA-I又は平成二年科学技術庁告示第七号(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」と	制限なし
汚染物等の区分	放射能の量								
一 LSA-I又は放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。)第五条第一項第一号に規定するLSA-I	制限なし								
汚染物等の区分	放射能の量								
一 LSA-I又は平成二年科学技術庁告示第七号(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」と	制限なし								

(略)	
(略)	
(略)	いう。) 第五条第一項第一 号に規定するLSA-I
(略)	